

令和 8 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ その他 ）

No	37	府 省 庁 名 国土交通省	
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望 項目名	カーボンニュートラルに向けた投資促進税制（生産工程効率化等設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除）の延長等		
要望内容 （概要）	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 産業競争力強化法の計画認定制度に基づく生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入に対して、最大 10%の税額控除（中小企業者等の場合は最大 14%）又は 50%の特別償却を措置。 ・ 特例措置の内容 ・ 適用期限を 2 年間延長する。（令和 9 年度末まで） ・ 2050 年カーボンニュートラルの実現に向けた企業の脱炭素投資を後押しするため、要件の見直しを図る。		
関係条文	地方税法第 23 条第 1 項第 3 号、同法第 72 条の 23 第 1 項、同法第 292 条第 1 項第 3 号 所得税：租税特別措置法第 10 条の 5 の 5、租税特別措置法施行令第 5 条の 6 の 5、租税特別措置法施行規則 5 条の 12 の 2 法人税：租税特別措置法第 42 条の 12 の 6、租税特別措置法施行令第 27 条の 12 の 6、租税特別措置法施行規則第 20 条の 10 の 2		
減収 見込額	[初年度] 精査中		

政策体系における政策目的の位置付け

政策目標：3 地球環境の保全
施策目標：9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う

○2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略（令和 3 年 6 月 18 日）
2050 年カーボンニュートラルの実現は高い目標であり、長期を見据えた研究開発投資はもちろん、足下の設備投資についても、目標達成に向けて効果の高い投資を企業に促していかなければならない。このため、税制においても、企業の脱炭素化投資を強力に後押ししていく。
具体的には、脱炭素化に向けた民間投資を喚起し、温室効果ガス削減効果の高い製品の早期の市場投入による新需要の開拓や、足下の生産工程等の脱炭素化を促進する税制措置を創設する。

政策の達成目標

GX を通して 2030 年度の温室効果ガス 46%削減目標及び 2050 年カーボンニュートラルを実現する。

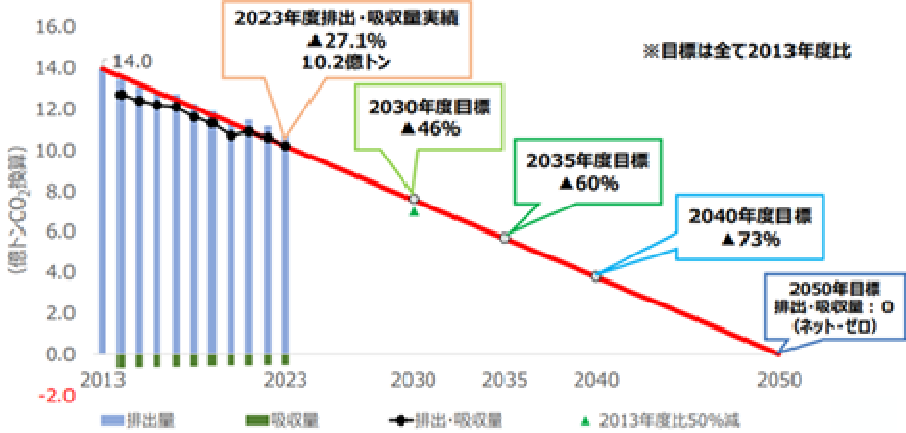
税負担軽減措置等の適用又は延長期間

2 年間延長（令和 9 年度末まで）

同上の期間中の達成目標

2030 年度 46%削減目標等を達成すること。

政策目標の達成状況



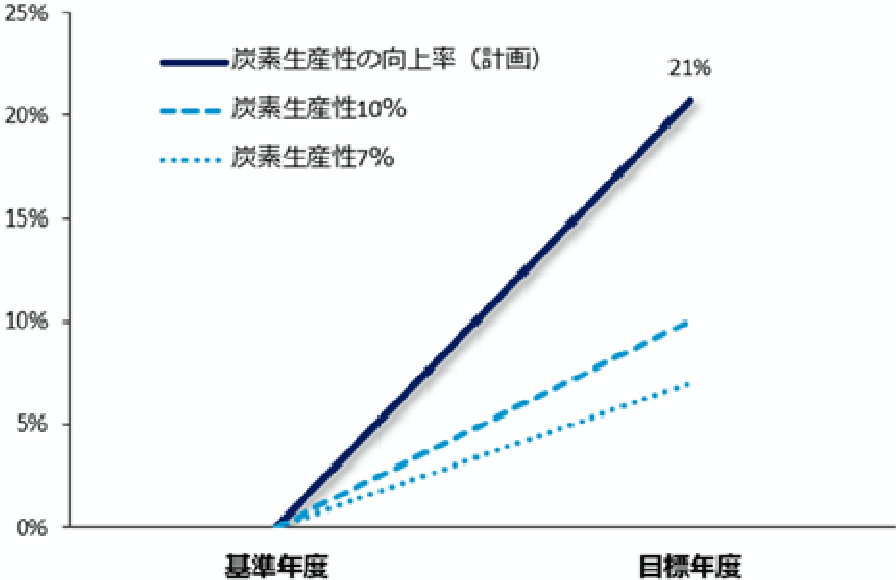
2023 年度の我が国の温室効果ガス排出・吸収量は、約 10 億 1,700 万トンとなり、2022 年度比で 4.2%（約 4,490 万トン）の減少、2013 年度比では 27.1%（約 3 億 7,810 万トン）の減少。過去最低値を記録し、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けた減少傾向を継続。

（出典）環境省報道発表資料「2023 年度の温室効果ガス排出量及び吸収量（概要）」より抜粋

要望の措置の適用見込み

精査中

		要望の措置の 効果見込み (手段としての 有効性)	本税制措置の適用を受ける事業者は、エネルギーの利用による環境への負荷の低減効果が大きく、生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入について、特別償却又は税額控除措置を受けることにより、投資初年度の資金負担が軽減されるため、積極的な設備投資が促進される。今回、本措置の適用期限を令和9年度末まで2年間延長し、要件の見直しを図ることで、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた企業の脱炭素投資を後押しする。
	相当性	当該要望項目 以外の税制上の 支援措置	本措置と同様の政策目的に係る税制上の措置はない。
		予算上の措置等 の要求内容 及び金額	—
		上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	—
		要望の措置の 妥当性	本税制措置の適用を受けるためには、産業競争力強化法の事業適応計画の認定を受ける必要があり、それに加え、税制の適用を受ける設備自体が炭素生産性を1%以上向上させるものに限定している。 化石エネルギー中心の産業構造をクリーンエネルギー中心に転換するGXの実現を通して、温室効果ガスを2030年46%減(2013年度比)、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、効果の高い設備投資を促進する必要がある。

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	【適用件数】 令和3年度：6件 令和4年度：53件 令和5年度：86件 令和6年度：5件 【減収額】 令和3年度：1億円 令和4年度：57億円 令和5年度：102億円 令和6年度：0.3億円 ※令和6年度は、事業適応計画の実施状況報告書等より推計。
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	炭素生産性向上率（計画ベース）  事業適応計画の認定を受けた事業者において、炭素生産性を平均 21%向上させる見込み。（2024 年 3 月末までに事業者から申請のあった事業適応計画を基に算出）
	前回要望時の達成目標	GX を通して 2030 年度の温室効果ガス 46%削減目標及び 2050 年カーボンニュートラルを実現する。

	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	2023 年度の我が国の温室効果ガス排出・吸収量は、約 10 億 1,700 万トンとなり、2022 年度比で 4.2%（約 4,490 万トン）の減少、2013 年度比では 27.1%（約 3 億 7,810 万トン）の減少。過去最低値を記録し、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けた減少傾向を継続。
これまでの要望経緯		令和 3 年度 創設 令和 6 年度 延長、拡充（炭素生産性等の要件や対象資産の見直し（鉄道車両の追加等）、中小企業区分の税額控除率の引き上げ、適用期間の長期化）